

令和6年1月26日
都市整備部住宅政策課

区営住宅等の入居資格要件の改正概要について

1 入居資格要件の経緯

区営住宅、区立高齢者住宅、及び改良住宅（以下「区営住宅等」という。）の入居資格の要件は条例で定められており、原則、同居する親族がいることが必要であるが、以下の者は単身で入居することができる。

- ・60歳以上の者
- ・身体障がい者でその等級が1級～4級の者
- ・精神障がい者でその等級が1級～3級の者 等

ただし、「身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者」は、障がいの等級がその要件に該当していても、介護の度合いを確認するため、面接によって入居することができるかどうか審査を受け、それに合格しなければ単身で入居することはできないこととなっていた。

2 改正理由及び改正概要

平成28年4月1日から施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」における不当な差別的取扱いの禁止の趣旨を踏まえ、区営住宅等に入居する機会の平等を図る必要があった。

今回の改正は、「身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者」についても、単身で入居することができるよう改めるものである。

3 運用開始日

令和6年2月1日

4 参考

別紙「障害者の公営住宅への入居等の取扱いについて」（令和3年11月30日国住備第101号）